

誰もが活躍・地域担い手養成事業業務委託に係る仕様書

1 目的

高齢化率の上昇や独居高齢者・高齢者夫婦のみ世帯が増加している中、多様な生活上の困り事への支援が必要な高齢者を支えるためには、地域住民による支え合い活動を推進する必要がある。一方で、少子高齢化・人口減少、地域コミュニティの希薄化等により、地域を支える人材の高齢化・人手不足が進んでいる。

そのような中、地域社会を持続可能なものにするため、これまで地域活動の主な担い手であった退職後の高齢者等に限らず地域活動の参画を促進し、高齢者の地域での生活を支える人材の確保を図る。

2 委託期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

3 業務内容

高齢者の生活支援等の担い手の養成・確保を促進するため、世代に関わらず、生活支援や移動支援、居場所運営等に関わるきっかけづくりや担い手となることにつなげることを目的とした企画を実施する。

(1) 生活支援等の担い手を養成する事業の実施

(ア) 実施地域

3 地域（南伊豆町・函南町・長泉町及びその近隣市町）

(イ) 実施内容

各市町が抽出した課題やその解決のための方向性を踏まえ、世代に関わらず、地域住民等が地域の実情に即した生活支援等への参画を促進するための事業の企画・実施（別紙1－2参照）。ただし、事業の実施にあたっては、市町と連携し、内容について調整すること。

(2) 上記(1) に付随する業務

(ア) 福祉団体や企業等、連携する団体の掘り起し

(イ) その他団体との連携に必要な業務等

4 権利の帰属

著作権の帰属及び本業務成果物の使用については、受託者と静岡県が協議の上、決定するものとする。

5 補足事項

(1) 提案の内容

企画提案書では、3 業務内容に関する企画内容に加え、以下について記載すること。

(ア) 事務局の体制

(イ)「事業者を守り育てる静岡県公契約条例」第3条第4項各号に掲げる事項に資する社会的取組（「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度」や「くるみん認定」等の評価制度の該当状況）

(2) その他

(ア) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。

(イ) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(ウ) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。